

京都市事務分掌規則の一部を改正する規則を公布する。

平成16年4月7日

京都市長 榊 本 頼 兼

京都市規則第4号

京都市事務分掌規則の一部を改正する規則

京都市事務分掌規則の一部を次のように改正する。

第8条政策推進室の款政策調整課の項第8号中「政策推進会議」を「都市経営戦略会議」に改め、同項中第9号を削り、第10号を第9号とし、第11号を第10号とし、第12号を第11号とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(総務局総務部文書課)